



税 の お 話

名古屋税理士会 名古屋東支部

〒461-0025 名古屋市東区徳川一丁目15-30名古屋リザンビル内三菱東京UFJ銀行東支店3階
TEL (052) 935-5439 FAX (052) 935-6329

税理士会名古屋東支部の紹介・行事

私ども、『名古屋税理士会 名古屋東支部』は、東区内に税理士事務所を構えている約200名の会員を有しています。そして、東区民の皆様は税に関して、より知識を深めていただき、税理士を身近に感じていただきたいと思いますと考えております。

そこで私どもは、行事を通じて皆様にお伝えできるように努力をしています。

従来は、11月中旬の税を考える週間中の2日間ユニー大曽根店において開催される無料税務相談と確定申告時期における無料税務相談所の開設という2つの行事を通じてお伝えしてまいりました。

それに加え、今年度は、2つの新しい試みにチャレンジしました。

1つは「税理士による区民無料税務相談」の開催。もう1つは学校で行われている「租税教室」に講師として参加させていただき、生徒の皆さんに税の仕組み等について講義を行いました。

平成17年度東支部開催の行事

平成17年11月3日～4日 東支部会員による区民無料相談会

『税理士による区民無料相談会』

平成17年11月3日(木)・4日(金)の2日間にわたり、

- ・山吹コミュニティセンター
- ・東白壁コミュニティセンター
- ・名古屋東スポーツセンター会議室

の3会場において開催させていただきました。



初めてのことで何人くらいの方がお見えになるか全く見当もつかず閑古鳥が鳴くような状況だけはなんとしても避けたいと考え、事前に案内チラシの配布と宣伝カーによる宣伝活動を行いました。

案内チラシの配布に当たっては、各学区の役員の方々にご協力をいただき配布することができました。この場をお借りして、あらためてお礼申し上げます。

宣伝活動は、10月18～19日の2日間にわたり広報テープを流しながら東区内を隈なく回らせていただきました。時には車を止め東区内にある何カ所かの食品スーパーの前で案内チラシを配るとともに大声で呼びかけさせていただきました。

おかげさまで、多くの皆様からご連絡いただき、盛況のうちに開催することができました。今年も同時期の開催を予定しております。

昨年に続きさらに相談したいことがある方、昨年都合が悪く相談できなかった方もぜひお越しください。

平成17年11月17日～18日 税理士による無料税務相談会

「税を考える週間」中の2日間、

ユニー大曽根店において毎年恒例行事

として開催させていただきました。

ユニー大曽根店において毎年恒例行事として開催される無料税務相談では、会場に東区内の小中学生によるポスターや書道作品が展示され、お子さん連れの主婦の方やお年寄りに多く相談にお越しいただきました。

平成18年1月16日 租税教室

『租税教室』は

愛知県立愛知商業高等学校

において、会員の税理士が講師を務めさせていただきました。



平成18年1月16日(月)愛知県立愛知商業高等学校において、会員の税理士が講師を務めさせていただきました。

できるだけ多くの学校へお伺いし、一人でも多くの生徒さんに聞いていただきたいのですが、時間と講師の都合で全ての学校にお伺いすることが難しいというのが現状です。

当日は年末調整、確定申告の仕組みを説明したのち、私どもで用意した例題に沿って年末調整の事務処理方法、確定申告の記載方法について解説を行いました。

講師として抜擢された4名の支部会員は生まれて初めて、学校の教壇に立ち生徒さんがたの前で話す、と言うことで、資料作成と練習に前日夜遅くまで奮闘していました。

その成果もあり、当日は、教室で(迷)先生ぶりを発揮していました。終了後、思うように話せなかったのでチャンスがあればもう一度やってみよう。この次はもっと上手にやるぞー!とすでに次回に向けて気合を入れている税理士もいます。

来年も東区内のいずれかの学校にお伺いし、講師を務めさせていただきます。

● 平成18年2月1日～3日
2月16日～3月15日
確定申告期における無料税務相談

『確定申告期における無料税務相談』

平成18年2月1日(水)・2日(木)・3日(金)の3日間と
2月16日～3月15日の確定申告期間中の9日間
合計12間にわたり

東白壁コミュニティセンター

東区役所講堂

名古屋東スポーツセンター会議室

の3会場において延べ81名の税理士により、無料税務
相談を開催させていただきました。

やはりなんといっても、一番大きな行事が、『確定申告期における
無料税務相談』です。今年は、3会場において延べ81名の税理士に
より、無料税務相談を開催させていただきました。

今年度申告分からは、消費税の免税点が1000万円に引き下げら
れ、消費税の申告納税を行わなければならなくなった納税者の方々
が大幅に増加することが見込まれたため、それらの方々への対応を
考慮し、昨年までの確定申告期間中とは別に2月1日～3日の3日間
を事前説明会として、年金所得の方の申告と消費税の申告準備を
中心とした事前説明を行いました。

結果は、事前説明会も含め昨年度より多くの方に相談会場へお
越しいただき確定申告のお手伝いをすることができました。

消費税申告に関し予想外のトラブルも発生しましたが、何とか、対
処することができホッとしています、と言うのが正直なところ今の感
想です。

税理士会名古屋東支部の今後の行事

平成18年度東支部開催行事予定

- 平成18年10月10日
「東区民祭り」への青年部参加
- 平成18年11月3日～4日
東支部会員による区民無料相談会
- 平成18年11月中旬
税理士による無料税務相談
- 平成19年2月
確定申告期における無料税務相談
- 実施時期未定
租税教室



以上のような活動を通じ、東区民の皆様により正しい税の知識と理解を深め
ていただきたく、今後も活動をすすめて参ります。
今後ともよろしく願いいたします。

知ってましたか？消費税

消費税の計算方法は、**一般課税**と**簡易課税**の2通りがあります。

ここでは、個人で飲食店を営んでいる方を例に、一般課税と簡易課税の違いを説明します。

一般課税

課税仕入れの事実を記録した帳簿及び請求書の保存がありますか？

いいえ

はい

仕入れ税額控除を受けることができます。
例えば、課税売上高1000万円、課税仕入れ高400万円の場合、納める消費税は30万円となります。

課税売上に係る消費税
 $1000万円 \times 5\% = 50万円$
課税仕入に係る消費税
 $400万円 \times 5\% = 20万円$
納付税額の計算
 $50万円 - 20万円 = 30万円$

差額
10万円

仕入れ税額控除を受けることができません。
例えば、課税売上高1000万円の場合、納める消費税額は50万円となります。

課税売上に係る消費税
 $1000万円 \times 5\% = 50万円$
課税仕入に係る消費税
 $0円 \times 5\% = 0円$
納付税額の計算
 $50万円 - 0万円 = 50万円$

差額
30万円

簡易課税

まだ簡易課税制度を選択していない方は平成18年12月31日までに「消費税簡易課税選択届出書」を提出すると平成19年度より簡易課税による申告が可能となります。

みなし仕入税率による仕入れ税額控除を受けることができます。

飲食店は第四種事業となり、課税売上に係る消費税額の60%を課税仕入とみなして控除するため、課税売上が1000万円の場合、納める消費税額は、20万円となります。

課税売上に係る消費税
 $1000万円 \times 5\% = 50万円$
納付税額の計算
 $50万円 - (50万円 \times 60\%) = 20万円$

このように、課税仕入れの事実を記録した帳簿及び請求書等の保存の有無、簡易課税制度の適用の有無によって、納税額に大きな差が生じる場合があります。ご注意ください。

注

1. 今回の例示のように簡易課税の方が有利だとは限りません。
2. 納税額では一般課税の方が有利であっても、簡易課税は課税売上高のみ集計すれば税額計算できるため、手間がかからないというメリットがあります。

！ 簡易課税制度の注意点

- ①基準期間の課税売上高が5000万円を超えている場合は、簡易課税制度を選択することはできません。
- ②簡易課税制度を選択された方は、2年以上継続した後でなければ、選択を取りやめることはできません。
(選択を取りやめるには、あらかじめ「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出が必要です)
- ③簡易課税制度では、「みなし仕入れ率」により納付税額を計算するため、多額の設備投資を行った場合等で、一般課税により計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできません。

！ 事業区分とみなし仕入れ率

簡易課税制度では、課税売上に係る消費税額に、事業に応じた一定の「みなし仕入れ率」を乗じた金額を課税仕入等に係る消費税とみなして、納付する消費税額を計算します。

◎簡易課税制度を適用した場合の計算方法

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上に係る消費税額} - \left(\text{課税売上に係る消費税額} \times \text{みなし仕入れ率} \right)$$

事業区分	第一種事業	第二種事業	第三種事業	第四種事業	第五種事業
該当する事業	卸売業	小売業	農業、林業、漁業、建設業、製造業など	第一、二、三、五種事業以外の事業 (飲食店、金融銀行など)	不動産業、運輸通信業、サービス業 (飲食店を除く)
みなし仕入れ率	90%	80%	70%	60%	50%

！ 申告・納付の期限

消費税及び地方消費税の確定申告と納付の期限は  翌年 **3月31日**

所得税の確定申告と納付の期限は  翌年 **3月15日**

お間違えのないようにご注意ください。

！ 納付方法

方法	概要	期限
窓口での納付	金融機関又は、所轄の税務署の窓口で納付してください。 納付には納付書が必要です。	3月31日
振替納税	指定した金融機関の口座から自動的に振替えて納税します。 あらかじめ、口座振替依頼書を所轄の税務署又は金融機関に提出して下さい。従来より、所得税の振替納税を利用しており、新たに消費税にも利用する方は、別途手続が必要です。	4月27日

注 期限は平成17年分の場合で、振替納税の期限は毎年変動があります。

武藤

巖

氏

Ijuro Muto



マイペースでのんびりと仕事をしている
おじさんが何となくうらやましくて、

税理士を目指そうと決心しました。

chapter-1

私が
税理士を
目指した
きっかけ

中学・高校と部活動でバレーボールに熱中していた私は、高校二年の春休みに部活動を引退し、近所の喫茶店でアルバイトをしていました。とにかく物理・化学・生物といった理科系の科目が苦手で、すでに三年生になったら文系のクラスに行くことは決めていましたが、大学は何学部を目指すのかまだ迷っている頃でした。

その喫茶店に朝・昼・夕方と日に三回、必ずニコニコして現れるおじさんがいました。

マスターからその人が税理士だと聞かされました。まだまだ子供だった私は、マイペースでのんびりと仕事をしているそのおじさんが何となくうらやましくて、税理士を目指そうと決心しました。

chapter-2

子供の頃

私の父は、東区の矢田南にある某電機会社に勤務していました。アマチュア無線が趣味で、息子の私も小学校の低学年の頃から何度も試験を受けました。

アマチュア無線の試験は電子工学という計算問題と、電波法規という法律問題があって、どちらも一定の点数をとらなければ合格できません。私の場合、法律問題はいつも満点近い点数がとれるのですが、電気関係の計算問題はさっぱりダメで、中学に入るまで受け続けましたが結局合格できませんでした。

またそろばん塾にも通っていましたが、四級までしか合格することができず、途中で挫折してしまいました。特に算数や数学が得意な子供ではなかったと思います。



chapter-3

税理士試験

大学の商学部に進学した私は、三年生の途中から税理士事務所でアルバイトを始め、同時に税理士試験の受験勉強を開始しました。

大学を卒業後も事務所に勤務しながら受験を続け五年目で何とか試験に合格することができました。税理士試験は後にも述べますが、五科目あっても一度に合格する必要はなく、一科目ずつ合格を積み重ねていくことも可能です。そのため働きながら合格することも充分可能です。まったく関連のない会社で働きながら勉強をして、今は税理士として活躍している人もたくさんいます。試験内容は、アマチュア無線の試験と同様に、計算問題と法律問題があります。計算問題も足し算・引き算・掛け算・割り算を使うだけで、算数やそろばんの苦手な人でも合格できると思います。(ただし、四択問題ではなく、記述式です。)

chapter-4

税理士は法律家です

「そんなに毎日細かい数字ばかり見ている、頭が痛くなりませんか?」お客さんからよくある質問です。しかし今はコンピュータも普及していて、細かい計算はすべてコンピュータが合わせてくれます。数字合わせよりもっと大切な税理士の仕事は、毎年改正される税法・商法・民法その他の法律を熟知し、お客さんに適切な、アドバイスをすることでしょう。

これらの法律の条文を理解しお客さんに説明することは、帳簿の計算をすることよりもずっと大変なことです。税理士になるためには、子供の頃の計算やそろばんも大事ですが、文章の読解力や、他人とのコミュニケーション能力を身につけることが大切かもしれません。

chapter-5

目指せ税理士

みなさん税理士を目指してみませんか?

前にも述べましたが、仕事をしながらでも、コツコツと受験することができます。商業高校や商学部・経済学部の大学なんか出ていなくても、以外と受験資格もあります。またみなさんのお子さんと進路に迷っている子がいたら、税理士という仕事があることを教えてあげてください。私は、独立開業して何年も経ちますが、恥ずかしながら、冒頭のおじさんのように、毎日喫茶店に行くような余裕は全くありません。しかし、とてもやりがいのある仕事に就けたと思っています。現在、名古屋税理士会名古屋東支部の会員は約220名です。この冊子を読んだ方の中で、一人でも私達の仲間になってくれる人がいたら幸いです。

税理士の仕事

1. 税務代理

申告・申請の代理、税務調査の立会い、税務署の決定などに不服のある場合の不服申し立て・その他について代理します。

2. 税務相談・税務書類の作成

税金のことで困ったときや、わからないときに相談してください。税務書類の作成・所得税・法人税・消費税・相続税などの申告、その他税務署などに提出する書類を作成します。

3. 会計業務

会計帳簿の記帳、財務書類の作成、その他の事務を行います。

税理士試験

税理士試験全11科目中5科目に合格すれば税理士試験合格となります。1科目ずつ受験できることなどから、難易度が高い試験にもかかわらず、毎年5万人程度が受験する試験です。

1. 税理士試験科目

必須科目	●簿記論および財務諸表論
選択必須科目 (最低1科目を選択、2科目選択も可能)	●法人税法 ●所得税法
選択科目	●相続税法 ●酒税法または消費税法 ●固定資産税 ●事業税または住民税 ●国税徴収法

2. 実施時期

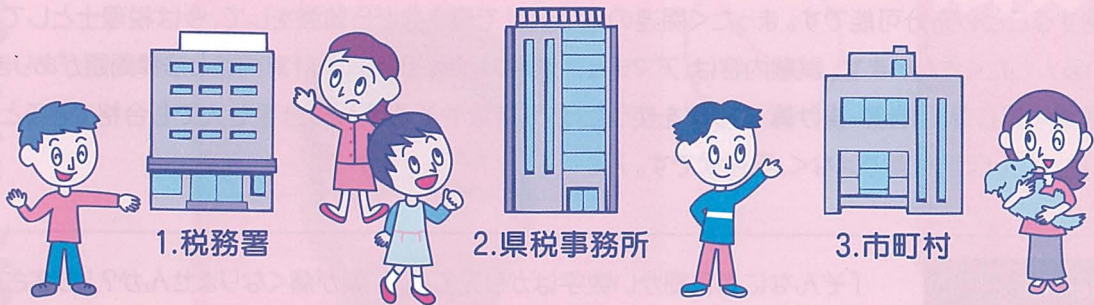
毎年8月上旬の年1回

どこまで知ってる？ 税金クイズ



税金はどこに納めるの？

みなさん税金っていっぱい種類があるのはご存知ですよね？ではその税金①～⑮はそれぞれ下記のどこに納めればいいのか知ってますか？以外にわからない事が多いんです。



- | | | | | |
|-------|--------|---------|----------|----------|
| ①所得税 | ②法人税 | ③固定資産税 | ④相続税 | ⑤不動産取得税 |
| ⑥自動車税 | ⑦軽自動車税 | ⑧自動車重量税 | ⑨自動車取得税 | ⑩消費税 |
| ⑪印紙税 | ⑫入湯税 | ⑬酒税 | ⑭国民健康保険税 | ⑮ゴルフ場利用税 |

答えは市ページ(P.00)の番下にあります。

医療費控除Q&A

大切な健康を維持するためには日々の積み重ね…そうは言ってもなかなか。ついつい油断して病院に…なんて事も。お医者さんの手に掛ければ「あっ」と言う間に健康に!…でも医療費って馬鹿にならないですよ。

Q-1 人間ドッグ
を受けたのですが
その費用は？

▶ 原則は認められません。
が、人間ドッグで治療に要する病気が発見された場合は、認められます。

Q-2 介護費用

▶ 一部認められます。
介護保険の対象になるもの(食事を含む)は、認められます。但し、場合により全額認められない場合があります。

Q-3 成人用おむつ、乳幼児のおむつ費用

▶ 乳幼児用は認められません。
成人用おむつは、医師の証明書があれば認められます。乳幼児のおむつは、認められません。

Q-4 保険がきかない高い材料による歯の治療

▶ 認められます。
全額認められます。

Q-5 歯の矯正費用

▶ 治療用の場合は認められます。
噛み合わせが悪いための矯正は認められますが、美容のための矯正は認められません。尚、年齢制限はありません。

Q-6 通院のための交通費

▶ 公共交通機関なら認められます。
電車、バスは認められますが、自家用車によるガソリン代、駐車場代は認められません。



Q-7 ドラッグストア等で購入した、風邪薬、胃腸薬

▶ 認められます。
もちろん、調剤薬局での薬代も認められます。

Q-8 栄養補給のビタミン剤

▶ 認められません。
認められません。

Q-9 視力を矯正するための眼鏡、コンタクトレンズ

▶ 認められません。
但し、医師の指示で購入した治療のための眼鏡代は認められます。

Q-10 出産費用

▶ 認められます。
認められます。

Q-11 3月15日以降でも医療控除申告OKですか？

▶ OKです。
確定申告未提出ならば5年間OKです。確定申告提出しても1年間は更正請求できます。

高齢者～家族の幸せ～ について

Vol. 1

介護

我々税理士は、老後というと相続や事業の継承、年金や退職金等の老後資金の確保といった金銭面のことを考えがちですが、そちらは万全であっても、実際の老後の生活というものには一抹の不安を感じている方も多いと思います。誰もが自立した生活のまま、天寿を全うできれば言うことはないが、そうはいかないこともありうる。どんな大事な家族であっても、介護を受ける立場や介護する立場になったら何らかの制約を受けることによる苦悩は生じるものです。

近年は少子高齢化社会となり核家族化が進んでいます。介護できる家族は少なく、高齢者だけの世帯も増えてきています。介護の負担が集中して、介護者の心身の健康が保てなくなってしまえば幸せな生活は送れないと思います。それには、介護する側の人は「自分だけで100%がんばろうと思わないこと」です。



子育ては普通、歳とともにだんだん手が離れていきますが、介護は何年も先が見えてこないことが多く、疲れをためてしまうことがあります。いくら一生懸命にやっても疲れを表情や言葉に感じとられてしまえば介護される側もつらいと思います。

介護者自身が身体も心も健康であるには、複数の介護者で分担できれば一番いいのですが、それが出来ない場合は、まず、相談できる人を見つけることも大切なことです。第三者的な立場の専門家(区役所の介護福祉課等へ行けばアドバイスしてもらえたり相談員さんのいる事業所を紹介してくれる)で親身になってくれる人を選んだほうがいいと思います。親類等に相談するのも必要です。が、実際にずっと介護に携わってない身内の方では本当の大変さはわかりにくいものです。介護する側があまり疲れすぎる前にいろいろな選択肢も考える余裕を持ってほしいと思います。



介護保険ができ、福祉事業や施設も増えてきています。それらを利用して「60%の介護でも負い目を持たないこと」が長く心身健康で介護できるポイントだと思います。家で看ることの限界を感じたら居住型の施設の利用をお勧めします。早めに実際に施設をいくつか見て、建物の安全性、清潔さ、入居者に対する職員の人数や介護体制、施設や入居している方の雰囲気などを自分の目で感じとって選んでください。よい介護をうけている方々は穏やかな顔をされていることが多いものです。頑張ってきて残りの余生を少しでも笑って穏やかに過ごしたいと誰もが思っているでしょう。それには家族の健康が第一です。しかし、もし介護の必要が出てきたら、いかに自分に合ったサービスを選んでいくかが大切だと思います。

- 左へ>>(P.7)の答え 〇 税金はどのように納めるの？
- ①所得税(税務署)
 - ②法人税(税務署)
 - ③自動車税(市町村)
 - ④印紙税(税務署)
 - ⑤自動車税(市町村)
 - ⑥軽自動車税(市町村)
 - ⑦入湯税(市町村)
 - ⑧固定資産税(市町村)
 - ⑨酒税(税務署)
 - ⑩酒税(税務署)
 - ⑪国民健康保険税(市町村)
 - ⑫国民健康保険税(市町村)
 - ⑬不動産取得税(市町村)
 - ⑭自動車取得税(市町村)
 - ⑮増子(市町村)
 - ⑯増子(市町村)